主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人渡辺達也の上告趣意は、量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年二月七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁	判官	真	野			毅
表	找判官	沢	田	竹	治	郎
表	判官	斎	藤	悠		輔
表	判官	岩	松	Ξ		郎